



## 災害ボランティア・NPO 活動サポート募金（災害ボラサポ）へのご寄付に関する税制優遇について

社会福祉法人 中央共同募金会

災害ボラサポへのご寄付については、法人税、個人所得税ともに、社会福祉法人（特定公益増進法人）に対する寄付金として、一般的な寄付に比べ、税制優遇制度の対象となっています。

### ●法人のご寄付

特定寄附金として、法人税の「**特別損金算入**」が可能です。

一般の寄附金については、法人の資本金と所得金額によって計算される損金算入限度額があり、その限度額の範囲内でしか損金算入できません。

しかし、「特別損金算入」（特定公益増進法人への寄付）の場合は、一般の寄附金とは別枠で、寄付金の額の合計額、または、特別損金算入限度額の、いずれか少ない金額の範囲内で損金算入できます。

**【特別損金算入限度額】** =  $(\text{資本金} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 0.5$  となります。

※特別損金算入限度額を超えた寄付分は一般の寄付金額に含めます。

※税務署に申告する際、寄付金の領収書が必要です。

### ●個人のご寄付

個人所得税の場合は、「所得控除」か「税額控除」のいずれかを選択できます。

#### 【所得控除と税額控除の違い】

- ・所得税率 20%の方が年間 1 万円のご寄付を行う場合

##### <所得控除>

$(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 20\% = 1,600 \text{ 円}$ （還付額としてお手元に戻る額）

##### <税額控除>

$(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 3,200 \text{ 円}$ （還付額としてお手元に戻る額）

※いずれも領収書と確定申告が必要で、還付額には上限があります。

※税額控除の場合には、中央共同募金会が特定公益増進法人である証明書も必要です。

（証明書は、領収書と共に本会より送付します）。

### ◆参考：国税庁ホームページ

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04\\_3.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm)